

ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて

平成 1 6 年 9 月

大阪府環境審議会水質規制部会

目 次

| | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| | (1) 有害物質規制について | |
| | (2) ほう素等に係る排水基準設定の経過 | |
| 2 | ほう素等3物質の排水基準に係る経過措置について | 1 |
| 3 | 府内公共用水域等の水質測定結果 | 2 |
| 4 | 見直しの考え方 | 3 |
| | (1) 上水道水源地域に適用する暫定排水基準 | |
| | (2) 海域に適用するほう素に係る暫定排水基準 | |
| | (3) 一般地域に適用する暫定排水基準 | |
| 5 | 見直しの検討内容と結果 | 4 |
| | (1) 上水道水源地域に適用する暫定排水基準 | |
| | (2) 海域に適用するほう素に係る暫定排水基準 | |
| | (3) 一般地域に適用する暫定排水基準 | |
| 6 | おわりに | 8 |

1 はじめに

(1) 有害物質規制について

水質汚濁防止法（以下「法」という。）では「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「有害物質」という。）としてカドミウム等 26 物質を定め、排水量にかかわらず、全ての対象事業場に全国一律の排水基準を設定している。

大阪府では、有害物質について「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」（以下「上乘せ条例」という。）により、上水道水源地域等において法の一律基準の概ね 10 倍厳しい上乘せ基準を設定するとともに、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「生活環境保全条例」という。）により、法対象以外の条例で定める事業場に対しても法及び上乘せ条例と同様の排水基準を適用している。

(2) ほう素等に係る排水基準設定の経過

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「ほう素等 3 物質」という。）は、平成 13 年 7 月の水質汚濁防止法施行令改正により有害物質項目に追加された。

この改正を受けて知事は、条例で定める有害物質項目の追加及び上水道水源地域における上乘せ基準等の排水基準の設定について大阪府環境審議会に諮問し、同審議会は平成 13 年 12 月 26 日に答申を行った。この答申に沿い、平成 14 年 3 月 29 日に上乘せ条例及び生活環境保全条例施行規則が改正され、表 - 1 のとおり、ほう素等 3 物質の有害物質項目への追加と排水基準の設定が行われ、平成 14 年 4 月 1 日から施行されている。

2 ほう素等 3 物質の排水基準に係る経過措置について

ほう素等 3 物質の排水基準の適用に当たっては、法及び条例ともに、排

水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種又はその他の区分(以下「業種」という。)に属する事業場に対し、所要の改善期間を設けるために、表 - 2 のとおり期間を定めて暫定排水基準を適用する経過措置を講じている。この暫定排水基準について、法は平成 16 年 7 月 1 日に改定を行い、条例に基づく経過措置は平成 17 年 3 月 31 日にその適用期限が到来する。

このため、知事は平成 16 年 5 月 12 日に「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて」大阪府環境審議会に諮問し、同日その調査検討が本水質規制部会に付託された。

本部会においては、暫定排水基準適用事業場の排水実態や排水処理技術、公共用水域におけるほう素等 3 物質の検出状況等を踏まえ専門的な見地から検討を進めた結果、表 - 3 のとおり暫定排水基準を改定することが適当であるとの結論を得た。ここに、その検討結果を報告する。

3 府内公共用水域の水質測定結果等

府の水質測定計画に基づいて実施された公共用水域水質測定結果を見ると、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定は、この 3 物質の評価が始められた平成 12 年度から平成 14 年度には 98 河川 138 地点で、平成 15 年度には 104 河川 144 地点で、年 2 回以上実施されている。また海域においても測定が実施されているが、海域には、ほう素、ふっ素について水質環境基準が適用されていない。

この 3 物質について平成 12 年度から平成 15 年度における環境基準値を超過した地点数をみると、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過はなく、ふっ素又はほう素が、平成 12 年度 9 地点、平成 13 年度 9 地点、平成 14 年度 15 地点、平成 15 年度 10 地点で超過している。その内、海水等自然由来の要因により超過した地点を除くと、平成 14 年度に 2 地点及び平成 15 年度に 1 地点で、いずれもふっ素が事業所排水等の人為的な要因により超過している。

さらにこの内、平成14年度の1地点は上水道水源地域内にあるが、上水道取水地点における水質への影響は認められていない。また、平成14年度に超過した2地点については事業所に対する改善指導が行われ、平成15年度は環境基準を達成している。

上水道原水については、大阪府内の上水道水源地域で河川の表流水又は伏流水等を上水道原水として上水道事業を行う浄水場が平成15年度末現在で25事業場ある。各事業者が平成12年度から平成14年度に実施した上水道原水の水質測定結果を見ると、ほう素等3物質を含めて水道水質基準値を超えたものはない。

4 見直しの考え方

(1) 上水道水源地域に適用する暫定排水基準

上水道水源地域における上乘せ基準及び生活環境保全条例に基づく排水基準(以下、「上乘せ基準等」という。)に係る暫定排水基準を適用する事業場の排水実態をみると、設備改善や有害物質を含む原材料の使用抑制、代替品の導入等による排水濃度の低減が認められる事業場がある一方で、安定的な排水処理技術が確立していない等のため、現時点においてなお、上乘せ基準等を遵守することが技術的に困難な事業場もみられるため、暫定排水基準の見直しが必要となっている。

また、新設事業場については、3年間の経過措置を講じたことを踏まえ、上水道水源の保護の観点から、上乘せ基準の適用について検討が必要となっている。そのため、当部会では図-1「上水道水源地域に適用する暫定排水基準の見直しフロー」に示す考え方の原則を設けて見直しの検討を行った。

なお、今回の改定に当たっての新設・既設の区分については、特定施設又は届出施設を平成17年4月1日において設置しているもの(設置の工事を行っているものを含む)を既設とすることが適当である。

(2) 海域に適用するほう素に係る暫定排水基準

海域に排出水を排出する事業場に適用するほう素の上乗せ基準等について、平成13年12月の大阪府環境審議会答申で「人為的な排出による海域での濃度上昇を極力抑制する必要があること」等により「陸水域と同じ基準を適用することが適当である」とした考え方を踏まえ、暫定排水基準については、陸水域に適用する法の暫定排水基準と同様の基準を適用することを検討した。

(3) 一般地域に適用する暫定排水基準

生活環境保全条例に基づいて、上水道水源地域を除く府域（以下「一般地域」という。）に適用する排水基準（海域に適用するほう素の排水基準を除く）について、上記答申で「特定事業場に係る基準と同様に」「排水基準を設定し、排水規制を実施することが適当である。」とした考え方を踏まえ、暫定排水基準については法の暫定排水基準と同様の基準を適用することを検討した。

5 見直しの検討内容と結果

(1) 上水道水源地域に適用する暫定排水基準

ア 既設事業場

(ア) ほう素に係る暫定排水基準

上水道水源地域において、ほう素の上乗せ基準等に係る暫定排水基準が適用されている事業場の業種には3業種ある。その内、法の暫定排水基準が見直し後も適用された電気めっき業、ほう酸製造業の排水実態を見ると、現状の排水濃度が上乗せ基準値を超過する場合が見られるが、法の一律基準を遵守できるレベルであることから、暫定排水基準を法の一律基準まで強化して適用することが適当である。

また、法の暫定排水基準が廃止された電子部品製造業の排水実態を見ると、現状の排水濃度は上乗せ基準を遵守できるレベルであることから、

暫定排水基準を廃止して上乘せ基準を適用することが適当である。

(イ) ふっ素に係る暫定排水基準

上水道水源地域において、ふっ素の上乗せ基準等に係る暫定排水基準が適用されている事業場の業種は3業種ある。その内、法の暫定排水基準が見直し後も適用された電気めっき業の排水実態を見ると、現状の排水濃度は上乘せ基準を遵守できるレベルであるが、考え方の原則を当てはめて暫定排水基準を法の一様基準まで強化して適用することが適当である。

また、法の暫定排水基準が廃止された鉄鋼業及び電子管製造業の排水実態を見ると、現状の排水濃度が上乘せ基準値を超過する場合が見られるが、現行暫定排水基準の適用期間内に排水処理施設を改善することにより上乘せ基準の遵守が見込まれることから、暫定排水基準を廃止して上乘せ基準を適用することが適当である。

(ウ) アンモニア等に係る暫定排水基準

上水道水源地域において、法と同様のアンモニア等の上乗せ基準等に係る暫定排水基準が適用されている事業場の業種は3業種ある。その内、法の暫定排水基準が見直し後も適用された電気めっき業の排水実態を見ると、現状の排水濃度が上乘せ基準値を超過する場合が見られるが、法の一様基準を遵守できるレベルであることから、暫定排水基準を法の一様基準まで強化して適用することが適当である。

同じく畜産業の排水実態を見ると、現状の排水濃度は法の一様基準の遵守が困難なレベルにあり、その排水濃度や公共用水域における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の検出状況を勘案すると、引き続き法と同様の暫定排水基準を適用することが適当である。

また、法の暫定排水基準が廃止されたし尿処理施設(し尿浄化槽を除く)の排水実態を見ると、現状の排水濃度が上乘せ基準値を超過する場

合が見られる。今後、施設改善等による排水濃度の低減が見込まれるが、現時点においては上乘せ基準を遵守することが技術的に困難である。従って、水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置届出における届出値を参考にして、表 - 3 のとおり暫定排水基準を強化して適用することが適当である。

暫定排水基準として法の一律基準を適用している既設事業場については、17業種に区分して排水実態等を検討した。この内、食料品製造業、金属製品製造業については、零細な事業場の排水データの収集が困難なことを考慮し、一般地域における事業場の排水濃度も参考にした。併せて、当該零細事業場の使用原材料や排水処理施設整備の遅れ並びに公共用水域における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の検出状況を勘案すると、引き続き法の一律基準を暫定排水基準として適用することが適当である。

また、下水道業（下水道終末処理施設）については、高度処理による排水濃度の低減が認められるが、安定的な維持管理に至っていない処理場や、全面的な高度処理化に至っていない処理場がある等、現状の排水濃度は上乘せ基準値を超過する場合が見られ、現時点においては上乘せ基準を遵守することが技術的に困難である。従って、特定施設の設置届出における届出値を参考にして、表 - 3 のとおり暫定排水基準を強化して適用することが適当である。

これら3業種を除く14業種については、現状の排水濃度、使用原材料や排水工程等を勘案すると、暫定排水基準を廃止し上乘せ基準等を適用することが適当である。

イ 新設事業場

上水道水源地域において、上乘せ基準等に係る暫定排水基準を適用している業種の新設事業場については、3年間の経過措置を講じたことを踏まえ、公共用水域におけるほう素等3物質に係る水質悪化を防いで上

水道水源を保護する観点から、暫定排水基準を廃止して上乘せ基準等を適用することが適当である。

なお、アンモニア等について、法の一律基準を暫定排水基準として適用している業種の事業場で、平成14年4月2日以降に新設された事業場には既に上乘せ基準等を適用している。

(2) 海域に適用するほう素に係る暫定排水基準

海域に排水を排出し、ほう素の上乗せ基準等に係る暫定排水基準が適用されている事業場の業種には電気めっき業があり、その排水実態を見ると、現状の排水濃度のレベルは上乘せ基準を遵守できるレベルであるが、「陸水域と同じ基準を適用することが適当である」とした平成13年12月の大阪府環境審議会答申の考え方を踏まえて、引き続き法と同様の暫定排水基準を適用することが適当である。

(3) 一般地域に適用する暫定排水基準

生活環境保全条例に基づいた一般地域における排水基準(海域におけるほう素の排出基準を除く)の適用については、「特定事業場に係る基準と同様に」「排水基準を設定し、排水規制を実施することが適当である。」とした上記答申の考え方を踏まえて、引き続き法と同様の暫定排水基準を適用することが適当である。

(4) 暫定排水基準の適用期間

今回見直した暫定排水基準の適用に当たっては、概ね3年を目処として適用期間を設け、今後の排水処理等に関する技術開発の動向や排水実態、公共用水域でのほう素等3物質の検出状況等を踏まえて、検証と見直しを行うことが必要である。また引き続き、この適用期間内においても、早期に本来の排水基準が遵守されるよう、排水濃度の低減に向けた指導を行う必要がある。

なお、検証と見直しに当たって、生活排水を処理するし尿処理施設や下水道終末処理施設では長期的な計画に基づいて高度処理化等の設備改善を進めていることから、アンモニア等に係る暫定排水基準の適用に関して設備改善に必要な期間に留意する必要がある。

6 おわりに

水質規制部会では、ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて検討を行い、以上のとおり結果をとりまとめた。今後は、以下の事項に留意しつつ、府域の公共用水域の水質保全に努める必要がある。

- (1) 見直し案は、零細事業場における排水実態に配慮しているが、これらの事業場排水により環境基準を超過することがないように、引き続きその達成状況をしっかりと把握して、零細事業場に対する施設改善等を指導する必要があること。
- (2) アンモニア等について、暫定排水基準を適用する事業場の中には、下水道終末処理施設やし尿処理施設等、排水量の多い事業場があり、生活排水を処理する特性等から、上水道水源地域におけるこれら事業場の排出総量は他の事業場等に比べて多い。従って、排出総量を減らす必要性も踏まえて、これら事業場の排水濃度の低減について指導する必要があること。
- (3) 畜産業からの排水については全国的にみて水質汚濁の重要な発生源である。今回の見直し対象は主として小規模な牛舎が中心であるが、その排水実態をみると十分改善されたとは言えない。見直し案では暫定排水基準を適用するが、畜産業を指導育成する観点から、農林部局と連携して家畜排泄物の適正な管理や利用を促進する必要があること。

表 - 1 法及び条例に基づくほう素等 3 物質の排水基準

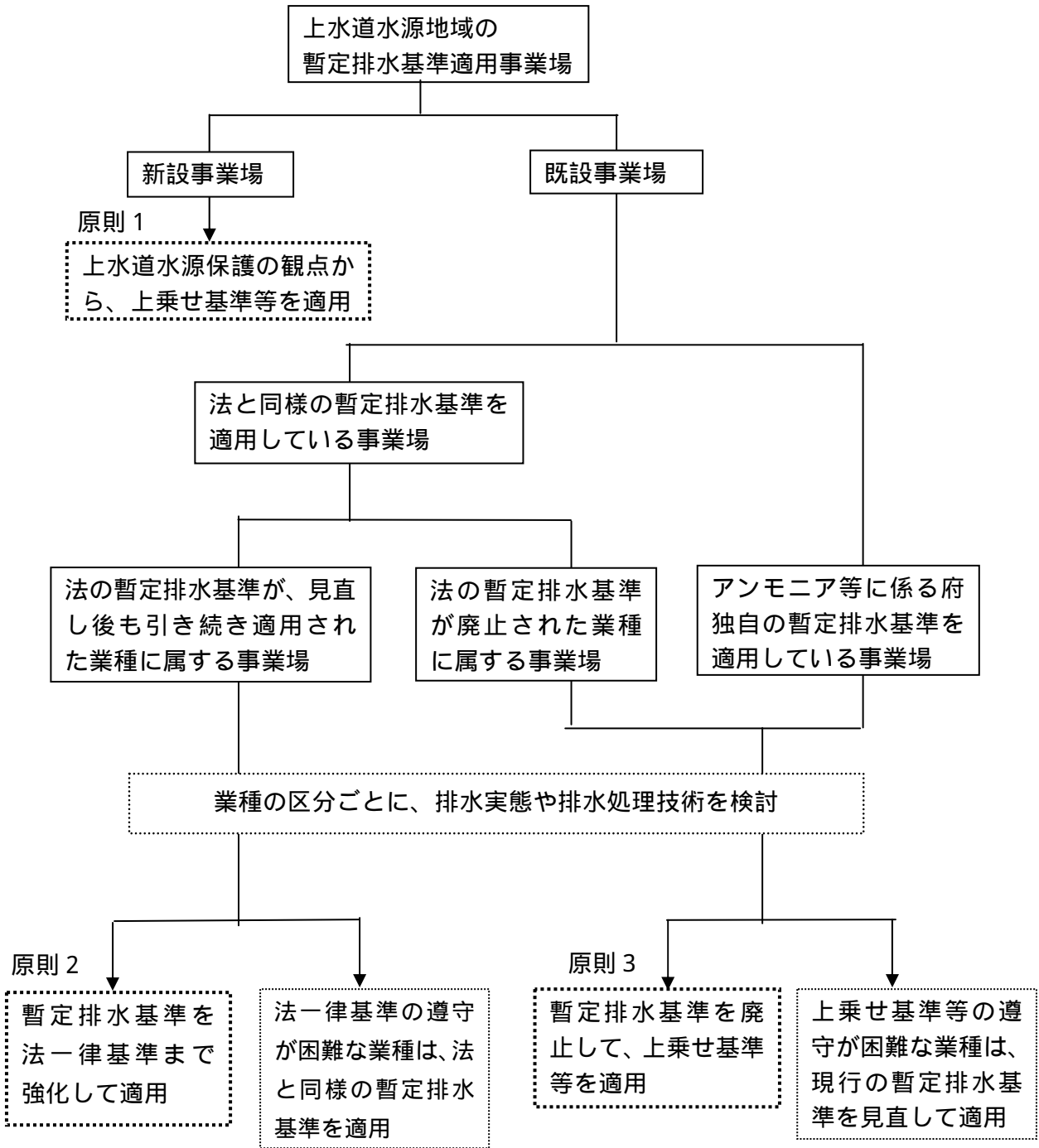
| 項 目 | | 排水基準 | | |
|--|--|----------|-----------------|----------|
| | | 水質汚濁防止法 | 上乗せ条例及び生活環境保全条例 | |
| | | | 一般地域 | 上水道水源地域 |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの | 10 mg/L | 10 mg/L | 1 mg/L |
| | 海域に排出されるもの | 230 mg/L | | |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの | 8 mg/L | 8 mg/L | 0.8 mg/L |
| | 海域に排出されるもの | 15 mg/L | 15 mg/L | |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計） | | 100 mg/L | 100 mg/L | 10 mg/L |
| 備考 | <p>1 排水基準には、法、条例とも暫定排水基準を設定している。</p> <p>2 上乗せ条例及び生活環境保全条例について 旅館業（温泉を利用するものに限る。）については、ほう素及びふっ素に係る排水基準は、上水道水源地域であっても一般地域の排水基準を適用するものとする。</p> <p>し尿浄化槽を設置する事業場（新設を除く。）については、アンモニア等に係る排水基準は、上水道水源地域であっても一般地域の排水基準を適用するものとする（し尿浄化槽排水を排出する排水口に限る。）</p> | | | |

表 - 2 ほう素等 3 物質の排水基準に係る経過措置

| | | | |
|---------|----------|----|---|
| 法の経過措置 | | 内容 | 暫定排水基準を業種ごとに設定 |
| | | 期間 | 施行の日から 3 年間（施行日：平成 16 年 7 月 1 日） 注）平成 13 年 7 月 1 日施行の暫定排水基準を改定。 |
| 条例の経過措置 | 上乗せ条例 | 内容 | 法の経過措置対象業種に対して、法と同様の暫定排水基準を適用 アンモニア等に関して、既設の事業場に対し上乗せ規制を適用せず（法の一律基準を暫定排水基準として適用） |
| | | 期間 | 平成 17 年 3 月 31 日まで |
| | 生活環境保全条例 | 内容 | 法及び上乗せ条例と同様の暫定排水基準を適用 |
| | | 期間 | 平成 17 年 3 月 31 日まで |

図 - 1

上水道水源地域に適用する暫定排水基準の見直しフロー



注)「既設事業場」とは、特定施設又は届出施設を平成17年4月1日において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む)のことをいう。

表 - 3

| |
|-----------------------|
| ほう素等3物質に係る暫定排水基準の見直し案 |
|-----------------------|

1 上水道水源地域に適用する暫定排水基準

(1) ほう素

単位：mg/L

| 業種 | 暫定排水基準 | | 改正案 | |
|--|---------------|---------------|-------|-----------|
| | H166.30 まで | H173.31 まで | 既設 | 新設 |
| 電子部品製造業 | 25 | 10 | 廃止(1) | 廃止 (1) |
| ほうろう鉄器製造業 | 50 | 50 | - | |
| うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。) | | | | |
| 電気めつき業 | 70 | 50 | 10 | |
| 金属鋳業 | | | | |
| 粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものに限る。) | 150 | 150 | - | |
| うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。) | | | | |
| 貴金属製造・再生業 | | | | |
| ほう酸製造業 | 160 | 100 | 10 | |
| 下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。))を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のものに限る。) | 500 | 50 | - | |

注)「旅館業(温泉を利用するものに限る)」については一般地域の排水基準を適用し、法の暫定排水基準がH.19.6.30まで適用される。

(2) ふっ素

単位：mg/L

| 業種 | 暫定排水基準 | | 改正案 | | | | |
|--|---------------|---------------|-----|-------------|---|---------|---------|
| | H166.30 まで | H173.31 まで | 既設 | 新設 | | | |
| 石英ガラス製造業 | 12 | 8 | - | 廃止 (0.8) | | | |
| プラスチック金属複合板製造業 | 13 | 13 | | | | | |
| 化学肥料製造業 | 15 | 15 | | | - | | |
| ふっ化水素酸製造業 | | | | | | | |
| ほうろう鉄器製造業(1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル以上であるものに限る。) | | | | | | | |
| うわ薬製造業(1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。) | | | | | | | |
| 鉄鋼業(ステンレス酸洗工程を有するものに限る。) | | | | | | 8 | 廃止(0.8) |
| 非鉄金属精錬・精製業(貴金属製造・再生業を除く。) | | | | | | 13 | - |
| 貴金属製造・再生業(1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であるものに限る。) | | | | | | 15 | |
| 貴金属製造・再生業(1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル以上50立方メートル未満であるものに限る) | | | | | | 12 | |
| 電気めつき業(1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル以上であるものに限る。) | | | 15 | | | | |
| 電子管製造業 | | | | 8 | | 廃止(0.8) | |
| 半導体製造業 | | 8 | - | | | | |
| 電子部品製造業 | | | | | | | |

| | | | | |
|--|----|----|---|-------------|
| 一般廃棄物処理業(令別表第1第71号の3に掲げる施設を有するものに限る。) | | | | 廃止 (0.8) |
| 産業廃棄物処理業(国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物の処理を業として行う者(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)の設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第3号、第5号又は第8号に掲げる施設を有するものに限る。) | 15 | 8 | - | |
| ほうろう鉄器製造業(1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル未満であるものに限る。) | | | | |
| うわ薬製造業(1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。) | 25 | 25 | | |
| 貴金属製造・再生業(1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル未満であるものに限る。) | 30 | 12 | | |
| 電気めつき業(1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル未満であるものに限る。) | 70 | 50 | 8 | |

注)「旅館業(温泉を利用するものに限る。)」については一般地域の排水基準を適用し、法の暫定排水基準がH.19.6.30まで適用される。

(3) アンモニア等

単位：mg/L

| 業種 | 暫定排水基準 | | 改正案 | |
|--|----------------|----------------|-----|------------|
| | H16.6.30 まで | H17.3.31 まで | 既設 | 新設 |
| 化学発泡剤製造業 | 120 | 100 | - | 廃止 (10) |
| 鉄鋼業(ステンレス酸洗工程を有するものに限る。) | 135 | | | |
| 化学肥料製造業 | 160 | 140 | | |
| し尿処理施設、指定地域特定施設(化学処理を行うもの及び既設*し尿浄化槽を除く) | 200 | 100 | 30 | |
| し尿処理施設、指定地域特定施設(化学処理を行うものに限る) | | | 100 | |
| 核燃料製造業 | 210 | 100 | | |
| 下水道業(特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設(有機顔料製造業(フタロシアニンブルークルード工程を有するものに限る。)、トリレンジイソシアネート製造業又は発電所(排出ガス処理にアンモニアガスを使用するものに限る。))からの汚水等を受け入れるものに限る。) | 300 | 100 | | |
| 酸化銀製造業 | 350 | 250 | - | |
| 触媒製造業 | 450 | 250 | | |
| 銅フタロシアニン系顔料製造業 | | 530 | 100 | |
| 半導体製造業 | | | | |
| ウレタン原料製造業 | 600 | | | |
| 下水道業(特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設(モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの汚水等を受け入れるものに限る。))を有するものに限る。) | 720 | 300 | | |
| 電子部品製造業 | 730 | 100 | | |
| 電気めつき業 | 800 | 500 | 100 | |
| ビスマス化合物製造業 | 830 | 100 | - | |
| タンタル溶解精密加工業 | 1000 | | | |
| 酸化コバルト製造業 | 1200 | 700 | | |

| | | | | |
|--------------------------|-------|------|-----|------------|
| イットリウム酸化物製造業 | 1400 | 200 | - | 廃止 (10) |
| 畜産農業 | 1500 | 900 | 900 | |
| 黄鉛顔料製造業 | | 1300 | | |
| 炭酸バリウム製造業 | 2200 | 1000 | | |
| ジルコニウム化合物製造業 | 2600 | 2400 | | |
| 硝酸銀製造業 | 3000 | 2500 | | |
| すず化合物製造業 | 3400 | 2000 | | |
| モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業 | 5800 | 2400 | | |
| 貴金属製造・再生業 | 8700 | 5000 | | |
| ネオジム化合物製造業 | 10200 | 5000 | | |
| 上記以外の業種に属する事業場(既設*に限る。) | 別表 | | | |

注) 「既設*し尿浄化槽」については一般地域の排水基準を適用し、法の一律基準が適用される。

注 1) 現行の暫定排水基準は、アンモニア等の「上記以外の業種に属する事業場」を除き、既設、新設とも適用。

注 2) 「既設」とは、特定施設又は届出施設を平成17年4月1日において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む)のことをいう。

ただし、表中「既設*」については、当該欄に限り、特定施設又は届出施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む)のことをいう。

注 3) 「廃止(1)」とは、現行の暫定排水基準を廃止して上乘せ基準1mg/L(括弧内の数値)を適用することをいう。

注 4) 「-」は、上水道水源地域に該当する事業場がないことを示す。

注 5) 届出事業場の暫定排水基準「H17.3.31 まで」は「H16.6.30 まで」と同じ値に読み替える。

別表

単位：mg/L

| 業種 | 暫定排水基準 | 改正案 |
|--------------------|-------------|--------|
| | H17.3.31 まで | |
| 食料品製造業 | 100 | 100 |
| 金属製品製造業 | | 100 |
| 下水道業(下水道終末処理施設) | | 25 |
| 飲料製造業 | | 廃止(10) |
| 繊維工業 | | |
| 化学工業 | | |
| 窯業・土石製品製造業 | | |
| 非鉄金属製造業 | | |
| 一般機械器具製造業 | | |
| 精密機械器具製造業 | | |
| 水道業 | | |
| その他小売業等(自動式車両洗浄施設) | | |
| 一般飲食店 | | |
| 洗たく業 | | |
| 写真現像業 | | |
| 旅館業 | | |
| その他の事業サービス業 | | |

2 海域に適用するほう素に係る暫定排水基準

単位：mg/L

| 業種 | 暫定排水基準 | | 改正案 |
|---|----------------|----------------|--------|
| | H16.6.30 まで | H17.3.31 まで | |
| 電子部品製造業 | 25 | | 廃止(10) |
| ほうろう鉄器製造業 | 50 | | 50 |
| うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。) | | | |
| 電気めつき業 | 70 | | 150 |
| 金属鋳業 | | | |
| 粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものに限る。) | | | |
| うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。) | | | |
| 貴金属製造・再生業 | | | 50 |
| ほう酸製造業 | 160 | | 100 |
| 下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のものに限る。) | 500 | 230 | 50 |
| 旅館業(温泉を利用するものに限る) | 500 | 500 | 500 |

3 一般地域に適用する暫定排水基準

ほう素等3物質について、法と同様の暫定排水基準を適用する。

注1) 「一般地域」とは、上水道水源地域を除く府域のことをいう。

注2) 「暫定排水基準」には、上記「2」の海域に適用するほう素に係る暫定排水基準は除く。

< 参考資料 >

1 審議経過

| 開催日 | 審議経過 |
|-------------------|---|
| 平成 16 年 5 月 12 日 | 第 24 回大阪府環境審議会 ・知事から諮問 「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて」 ・水質規制部会の設置、調査検討の付託 |
| 7 月 9 日 | 水質規制部会(第 1 回) (1) ほう素等の排水基準に係る経過措置について(報告) (2) ほう素等 3 物質に係る暫定排水基準の見直しについて て (3) パブリックコメント手続きの実施について |
| 8 月 4 日 ~ 9 月 3 日 | 「ほう素等 3 物質に係る暫定排水基準の見直し案」に対する府民意見の募集 提出 4 通 意見のべ 6 件 |
| 9 月 16 日 | 水質規制部会(第 2 回) (1) 府民意見の募集結果について (2) ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについての部会報告案について |

2 大阪府環境審議会水質規制部会委員名簿

| 氏 名 | 役 職 | 備 考 |
|-------|------------|------|
| 村岡 浩爾 | 大阪産業大学教授 | 部会長 |
| 西山 淳子 | 大阪女子大学教授 | 委員 |
| 小田 一紀 | 大阪市立大学名誉教授 | 専門委員 |
| 細田 龍介 | 大阪府立大学教授 | 専門委員 |
| 足立 昌子 | 神戸薬科大学助教授 | 専門委員 |